

## 「団地割引」実施要領

- 1 対 象 (1) 同一施工者又は同一設計者が行う 7 区画以上の一団地で  
①又は②に該当するもの  
① 6月5日以降、7区画以上を当センターに建築確認申請するもの  
② 同一施工者又は同一設計者が、既に一部の区画で、当センターへ建築確認、検査が済んだ後、6月5日以降、同様に建築確認申請又は検査が申請するもの  
例： i 7区画の確認申請は終了しているが、中間又は完了検査が6月5日以降申請のもの  
ii 4区画の確認、検査は終了しているが、6月5日以降、検査申請が2区画、新たに確認申請が1区画申請予定のもの（合計7区画）  
(2) ①又は②に該当しても、他の割引が30%以上のものは対象外とさせていただきます。
- 2 手 続 あらかじめ申出書を本所企画営業課、支所又は事務所へ提出いただくか、最初の物件の建築確認又は検査申請の時に窓口で申出書を提出していただきます。
- ① 申出書  
ホームページまたはメールボックスから印刷していただくか、窓口にも用紙を用意しておりますので、必要事項を記入の上、提出してください。  
その場で記入していただいても結構ですが、次の点に注意してください。  
記入事柄：申出の施工者・設計者名、担当者名  
団地名・所在地・対象区画数  
次のことが判るパソコンプリント、図面などを添えて下さい。  
団地名・所在・対象区画・分譲事業者名
- ② 申出書に受付印を打ってお返します。  
申出書のコピーとパソコンプリントなどを当センターで保管します。

以後の申請について

- ① 同じ区画での変更や検査等の申請の時には、  
申出書(受付済)を持参して提示して下さい。
  
- ② 同一団地の他の対象区画の申請をする場合も  
申出書(受付済)を持参して提示して下さい。

3	割	引	建築確認申請	1,000 円/件	計画変更を含む 中間・完成 各々
			建築確認検査	1,000 円/件	